

防衛装備庁訓令第19号

自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第34号）第33条の規定に基づき、防衛装備庁の電波の監理に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁の電波の監理に関する訓令

改正 令和元年 7月 1日防衛装備庁訓令第 3号

改正 令和2年12月25日防衛装備庁訓令第12号

改正 令和3年 3月31日防衛装備庁訓令第 3号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 電波使用に関する計画等（第2条・第3条）

第3章 法定局等の開設等（第4条）

第4章 移動局等の開設等の手続（第5条—第12条）

第5章 移動局等の検査（第13条—第18条）

第6章 無線資格者試験（第19条—第26条）

第 7 章 雑則（第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、防衛装備庁における電波の監理を計画的に実施するとともに移動局等の監理に関する業務を円滑に行うため、電波使用に関する計画等、法定局の開設等並びに移動局等の周波数等の指定申請、開設、変更及び廃止の手續並びに移動局等の検査並びに無線資格者の資格試験の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 電波使用に関する計画等

（電波使用状況調査）

第 2 条 自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成 18 年防衛庁訓令第 34 号。以下「省訓令」という。）第 4 条第 2 項に定めるところにより電波使用状況調査を実施するときは、防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、長官官房装備官、長官官房装備開発官、調達

事業部長、研究所長及び試験場長（以下「長官官房装備官等」という。）に、対象となる周波数帯を通知する。

- 2 前項の通知を受けた長官官房装備官等は、対象となる周波数帯を使用する移動局等について電波使用状況調査を実施し、その結果をプロジェクト管理部長に報告しなければならない。

（中期電波使用計画）

第3条 長官官房装備官等は、次の各号に掲げる計画について中期電波使用計画を毎年3月5日までに作成し、プロジェクト管理部長に通知するものとする。

- (1) 当該年度（中期電波使用計画を作成する年度の翌年度をいう。以下同じ。）以降概ね5箇年の間に新たに電波の使用を予定している計画
- (2) やむを得ない事情により当該年度から新たに電波を使用することが必要となった計画
- (3) 既に電波の割当てを受けているもので、当該年度及びその翌年度中に有効期限が到来し更に期限延長

をして継続使用する計画

(4) 電波法（昭和25年法律第131号）第100条

第1項で規定する高周波利用設備の使用を新たに予定している計画

2 長官官房装備官等は、前項により作成した中期電波使用計画の細部資料を別記様式第1により作成し、所要の時期までにプロジェクト管理部長に送付するものとする。

3 長官官房装備官等は、中期電波使用計画に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上プロジェクト管理部長に通知するものとする。

第3章 法定局等の開設等

（法定局等の開設等）

第4条 長官官房装備官等は、中期電波使用計画を踏まえ、電波法及びこれに基づく命令（以下「電波法令」という。）の規定に基づき法定局等の承認又は登録を受ける必要があるときは、その申請に必要な資料を作成し、長官に上申しなければならない。

2 長官官房装備官等は、省訓令第7条第3項に定める法定局等の申請等の必要があるときは、その申請に必要な資料を作成し、長官に上申しなければならない。

第4章 移動局等の開設等の手続

(周波数等の指定申請)

第5条 長官官房装備官等は、移動局等により現に指定されていない周波数等の使用、周波数等の使用に係る指定条件の変更等を必要とするときは、周波数等指定申請書(別記様式第2)を添えて長官に上申しなければならない。

(周波数等の指定)

第6条 長官は、省訓令第9条第1項及び第3項に定めるところにより周波数等の指定及び呼出符号の指定を受けたときは、その指定内容を長官官房装備官等に通知する。

(開設)

第7条 長官官房装備官等は、移動局等を開設しようとするときは、移動局等開設事項書(別記様式第3)及

び省訓令第11条に定めるその他別に定める事項を添えて長官に上申しなければならない。

(承認後の変更)

第8条 長官官房装備官等は、移動局等の開設の承認後に、移動局等の種別、無線機材の種類及び数量等を変更する必要がある場合は、前条の規定に準じて長官に変更の上申をしなければならない。

(承認書)

第9条 長官は、省訓令第15条(第17条第3項において準用する場合を含む。)に定めるところにより承認書の交付を受けたときは、その承認書を長官官房装備官等に送付する。

(承認書の再交付)

第10条 長官官房装備官等は、承認書を破損、汚損又は亡失したときは、再交付申請書(別記様式第4)を添えて長官に再交付を上申しなければならない。

2 前条の規定は、承認書の再交付の場合に準用する。

(承認書の返納)

第 1 1 条 長官官房装備官等は、第 8 条の変更に係る承認書若しくは前条第 1 項の再交付に係る承認書を送付されたとき又は移動局等を廃止したときは、遅滞なく旧承認書又は廃止した移動局等の承認書を長官に返納しなければならない。

(無線資格者の配置)

第 1 2 条 長官官房装備官等は、移動局等に無線資格者を配置したとき又は無線資格者を交代させたときは、速やかに無線資格者配置報告書(別記様式第 5)を長官に提出するものとする。

第 5 章 移動局等の検査

(検査官の命免手続)

第 1 3 条 長官は、検査官を命ずるために必要があると認める場合には、長官官房装備官等に対し検査官適格者を推薦するよう指示する。

2 長官官房装備官等は、前項の指示を受けた場合には、所属職員のうち防衛技官又は幹部自衛官で、かつ、次の各号の一に該当する者を検査官適格者上申書(別

記様式第6)により長官に上申するものとする。

- (1) 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、
第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の
資格を有する者
- (2) 自衛隊の甲種の無線資格を有する者
- (3) 大学（短期大学及び防衛大学校、海上保安大学校
を含む。）又は高等専門学校 of 電気工学科、通信工
学科、無線通信科等の卒業生
- (4) 前各号に定めるもののほか、無線通信業務につい
て5年以上の経験を有する者

3 長官官房装備官等は、所属の職員で検査官を命じら
れている者が異動した場合には長官に報告するものと
し、検査官を免じる理由が生じたと認める場合には長
官に上申するものとする。

4 長官は、検査官を命じたときは、その職員が所属
する長官官房装備官等に通知する。

（検査官の指定及び検査実施期日）

第14条 検査官は、省訓令第20条に掲げる区分によ

り長官から検査を命じられたときは、検査実施予定日の2週間前までに移動局等検査実施通知書（別記様式第7）により受検する長官官房装備官等に通知するものとする。

1 省訓令第20条第2号に規定するあらかじめ定める期日は、次の各号に定める月において検査官が通知する日とする。

(1) 移動局等を開設した時期が4月から9月までの間であるものにあつては、毎年度1月

(2) 移動局等を開設した時期が10月から3月までの間であるものにあつては、毎年度7月

（受検の準備）

第15条 検査を受ける長官官房装備官等は、検査に際して必要な測定器類及び次の各号に掲げる書類を準備するものとする。

(1) 承認書

(2) 無線検査表

(3) 無線業務日誌（別記様式第8）

- (4) 無線機材一覧表（別記様式第9）
- (5) 無線資格者名簿（別記様式第10）
- (6) 無線機材の試験報告書又は検査成績書
- (7) 電波法令の集録
- (8) その他検査官の指示するもの

（検査の立会）

第16条 長官官房装備官等は、受検に際し当該移動局等に係る機関（長官官房装備開発官、調達事業部、研究所及び試験場の班又は研究室等をいう。）の責任者及び無線資格者を立会わせて検査が能率的に実施できるよう協力するものとする。

（検査実施後の検査官の措置）

第17条 検査官は、検査を実施したときは、その判定、指示事項その他所要事項を無線検査表に記入するとともに、移動局等検査報告書（別記様式第11）により長官に報告するものとする。この場合において、移動局等検査報告書の写を当該長官官房装備官等に送付するものとする。

2 検査官は、次条に定めるところにより通知を受けた場合には、その措置を確認のうえ移動局等検査報告書により長官に報告するものとする。

(長官官房装備官等の措置)

第18条 長官官房装備官等は、検査官の指示事項については、遅滞なく所要の措置をとるとともにその結果を検査官に通知するものとする。

第6章 無線資格者試験

(無線資格者試験及び試験時期)

第19条 無線資格者の資格を付与するための資格試験(以下「無線資格者試験」という。)は、省訓令別表第2左欄に掲げる全資格区分について行う。ただし、受験者のない資格区分については、この限りでない。

2 前項の無線資格者試験は、原則として毎年1回3月に実施する。

(試験実施要領等)

第20条 無線資格者試験の試験実施要領、採点要領及び合格判定基準は、別表のとおりとする。

(試験実施責任者)

第21条 無線資格者試験の実施責任者（以下「試験実施責任者」という。）は、プロジェクト管理部長をもって充て、試験問題案の作成、試験の実施その他無線資格者試験に関する事務を行うものとし、必要な細部事項は、試験実施責任者が定める。

(試験官等)

第22条 試験実施責任者は、防衛装備庁所属の職員（以下「職員」という。）のうちから試験官を指名し、次の各号に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 受験者の確認
- (2) 試験の実施及び監督
- (3) 試験答案の採点
- (4) 合格基準該当者（合格予定者）の判定
- (5) 試験関係報告資料等の作成
- (6) その他必要と認める事項

2 試験実施責任者は、職員のうちから試験補助官若干名を指名し、試験官の補助を行わせることができる。

(受験者名簿の送付)

第23条 長官官房総務官、長官官房人事官、長官官房会計官、長官官房監察監査・評価官、長官官房艦船設計官、長官官房装備官等及び調達事業部長を除く内部部局の部長（以下「長官官房総務官等」という。）は、所属の職員で無線資格者試験の受験希望者（以下「受験者」という。）があるときは、受験者名簿（別記様式第12）を作成し、毎年12月10日までに試験実施責任者に送付するものとする。

2 長官官房総務官等は、前項に定める受験者名簿の送付後に、受験者の異動等により受験の取り消し等の変更を行う必要がある場合には、その都度試験実施責任者に通知するものとする。

(試験終了後の措置)

第24条 試験実施責任者は、試験の結果を整理し、次の各号に掲げる書類を添えて長官に報告するものとする。

(1) 試験実施成果要約表（別記様式第13）

- (2) 総合合格予定者名簿（別記様式第14）
- (3) 科目別合格予定者名簿（別記様式第15）
- (4) 受験者採点表（受験者名簿に点数を記入したもの）

（合格者の通知及び証明書の交付）

第25条 長官は、無線資格者試験の総合合格者及び科目別合格者に対する合格の通知並びに総合合格者に対する省訓令第27条第2項に定める証明書の交付は、それぞれの当該者が所属する長官官房総務官等を経由して行う。

（試験答案等の取扱い）

第26条 試験実施責任者は、前条の合格者の決定まで試験答案を保管するものとし、その後で残余の試験問題及び正解表とともに破棄するものとする。

第7章 雑則

（委任規定）

第27条 省訓令第2条第2項の規定に基づく事務については、別途調達事業部長が定めるものとする。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日庁訓第 19 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、技術研究本部の電波の監理に関する達（平成 18 年技術研究本部達第 27 号）及び装備施設本部の電波の監理規程について（装本総務第 1356 号。23.4.1）の規定により現に行われている措置は、この訓令の定めるところにより行われているものとみなす。
- 3 この訓令の施行の日前に手続中の移動局等の開設手続及び開設した移動局等に係る手続については、この訓令の規定により行われたものとみなす。

附 則（令和元年 7 月 1 日庁訓第 3 号）

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日庁訓第 12 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月31日庁訓第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第20条関係）

試験実施要領、採点要領及び合格判定基準

1 試験実施要領

(1) 筆記試験

技術 1時間（10問）

法規 1時間（10問）

英語 1時間（4問）

(2) 実施試験

実地試験は、実技の実施について、長官から陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に依頼して行う。

2 採点要領

(1) 筆記試験

ア 法規、英語及び技術の各科目は、それぞれ100点満点とし、各問の配点は、解答表に示すところによる。

イ 省訓令第30条第2号の規定により法規の試験科目の一部を免除された受験者については、受験

する試験科目の合計点を100パーセントとし、
正解率をもって表示する。

(2) 実地試験

減点方式とし、次のとおり採点する。

減点項目	科目	和文及び 欧文電信		和文及び 欧文電話	
	満点	送信	受信	送信	受信
		50点	50点	50点	50点
誤字1字ごと		1.5	1.5	1.5	1.5
冗字1字ごと		1.5	1.5	1.5	1.5
説字1字ごと		1.5	1.5	1.5	1.5
字体判読不能1字ごと			0.5		0.5
発信（音）聴取不能1字ごと		0.5		0.5	
訂正方法の誤り1字ごと		0.5		0.5	
訂正3回ごと		0.5		0.5	
送信（話）未了2字ごと		0.5		0.5	

3 合格判定基準

(1) 科目別合格基準

ア 筆記試験

法規、英語及び技術の各科目は、それぞれの合計が60点以上を合格とする。なお、第2の項(1)イの場合は、受験科目全問題の配点合計の60パーセントに相当する点数以上を合格とする。

イ 実地試験

和文電信、欧文電信、和文電話及び欧文電話のそれぞれが70点以上を合格とする。

(2) 総合合格基準

資格に対応する全部の科目が、科目別合格基準に適合した者を合格とする。

別記様式第1（第3条関係）

件 名
電波使用計画説明資料
年 月 日
防衛装備庁

- 1 概要
- 2 運用構想図
- 3 計画線表
- 4 希望する周波数、占有周波数帯幅、電波型式、空中線電力及び使用地域並びに使用期間
- 5 周波数の選定理由
- 6 占有周波数帯幅の算出根拠
- 7 電波型式を決定した理由
- 8 空中線電力の算出根拠
- 9 使用地域の選定理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横に使用する。

別記様式第2（第5条関係）

周波数等指定申請書					
件 名					
1 必要とする理由					
2 希望する周波数等					
装置名	電波型式	周波数	空中線電力	業務の種別	備 考
3 使用地域					
4 使用期間					
5 その他（必要な場合）					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦に使用する。

別記様式第3（第7条、第8条関係）

移動局等開設・変更事項書		
機 関 名		
使 用 目 的		
移動局等の種別		
無線機材の種類	数 量	参 考 事 項
備 考		

- 注1 機関名は、班、研究室等まで記入する。
 2 不用の文字は、消除して使用する。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦に使用する。
 4 変更に係る上申に使用する場合は、備考に理由を記載する。

別記様式第4（第10条関係）

再 交 付 申 請 書		
無線局承認書		
機 関 名		
移動局等の種別		
無線機材の種類	数 量	参 考 事 項
理 由		

- 注1 機関名は、班、研究室等まで記入する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦に使用する。

別記様式第5（第12条関係）

無線資格者配置報告書

令和 年 月 日

防衛装備庁長官 殿
(プロジェクト管理部事業計画官気付)

長官官房装備官等

無線資格者の配置について、下記のとおり報告する。
記

無線局承認番号	装 第 号 (. .)	
配 置 理 由		
配 置 年 月 日		
無線資格者氏名	資格種別	備 考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦に使用する。

別記様式第6（第13条関係）

検査官適格者上申書

令和 年 月 日

防衛装備庁長官 殿
(プロジェクト管理部事業計画官気付)

長官官房装備官等

防衛装備庁の電波の監理に関する訓令第13条の規定により
下記のとおり上申する。

記

検査官適格者氏名	
所 属	
官職及び階級(級)	
資格又は経歴	
上記事項について、相違ないことを証明する。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦に使用する。

別記様式第7（第14条関係）

移動局等検査実施通知書	
令和 年 月 日	
長官官房装備官等 殿	
検査官 官職 氏名	
下記のとおり〇〇検査を行うので通知する。	
記	
検査対象機関名	
検査対象移動局等の承認番号及び種別	
検査対象無線機材の種類	
検査年月日	
その他	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦に使用する。

別記様式第9（第15条関係）

無線機材一覧表			
無線機材名	型式番号	製造番号	備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦に使用する。

別記様式第10（第15条関係）

無線資格者名簿					
所属	官職	氏名	資格	資格取得 年月日	備考

- 注1 機関名は、班、研究室等まで記入する。
 2 「資格」欄は、訓令別表第1の資格の種類を記入する。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横に使用する。

別記様式第14（第24条関係）

総合合格予定者名簿			
無線資格名		試験実施責任者	
番号	所属	官職及び階級	氏名

- 注1 無線資格名ごとに別葉とする。
- 2 「番号」欄は、記入しない。
- 3 同上を示す場合は、「〃」を記入する。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横に使用する。

別記様式第15（第24条関係）

科目別合格予定者名簿			
無線資格名		試験実施責任者	
番号	所属	官職及び階級	氏名

注 別記様式第14の注と同様とする。